



▶ 医療費の払い戻し

次の場合は、かかった費用を全額本人が支払い、後日必要事項を明記した支給申請書を必要書類とともに窓口に提出することで、かかった医療費の一部払い戻しを受けることができます。

こんなとき	申請に必要なもの
旅先での急病等、保険証を提示できずに診療を受けたり、保険診療を扱っていない医療機関で保険診療を受けたりしたとき	保険証、領収書、診療内容の明細書、本人名義の預金通帳
海外で診療を受けたとき	保険証、領収書（日本語訳を添付してください）、診療内容の明細書（日本語訳を添付してください）、本人名義の預金通帳、パスポート、調査に関わる同意書
骨折・脱臼等保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	保険証、施術料金領収書、本人名義の預金通帳
医師が必要と認めたギプス・コルセット等治療装具を購入したとき	保険証、領収書、医師の意見書（診断書）、本人名義の預金通帳
移動が困難な重症患者で医師の指示により転院等の移送に費用がかかったとき	※靴型装具に係る申請には写真

▶ 葬祭費

葬儀を行った人に7万円を支給します。

○ 申請に必要なもの

亡くなった人の保険証／葬儀経費の領収書原本（葬儀を行った人および亡くなった人の氏名が記載されたもの）／葬儀を行った人の預金通帳
各総合支所で手続きできます。葬祭費の支給は口座振込となります。

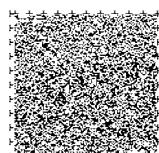
※他の健康保険等から葬祭費に相当する給付を受けられる場合は申請できません。

国民年金

国民年金について

国保年金課国民年金係……………☎3578-2662～6
FAX3578-2669

国民年金は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障害が残ったとき、一家の働き手を失ったとき等に、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。



保健事業（後期高齢者医療制度）

国保年金課高齢者医療係……………☎3578-2654～9
FAX3578-2669

▶ 健康度測定等費用割引（通年）

健康増進センター（ヘルシーナ）で実施する次の事業の費用の一部が割引になります。

○ 対象

区内在住の後期高齢者医療制度加入者

健康度測定（事前予約制）…4500円→0円（全額割引）

生活習慣病予防・改善コース…3800円→1300円（一部割引）

割引は各コース年度内1回です。

詳しくは、P.145の「健康増進センター（ヘルシーナ）」をご覧ください。

健康増進センター（ヘルシーナ） ☎5413-2717

▶ 無料健康相談（6月、11～12月）

港区三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）に加盟する区内医療機関等で、健康や歯の衛生、薬に関する相談が無料で受けられます。

▶ 保養施設（夏、秋）

「夏季保養施設」（7月中旬～8月下旬）「秋季保養施設」（9月上旬～10月下旬）を一般料金よりも低料金でご利用いただけます。

▶ 基本健康診査（7～11月）

後期高齢者医療制度加入者の健康を保持・増進するため基本健康診査を実施しています。

※対象者には6月下旬にみなど保健所から受診券をお送りします。

※健診費用は無料です。

年金のしくみ

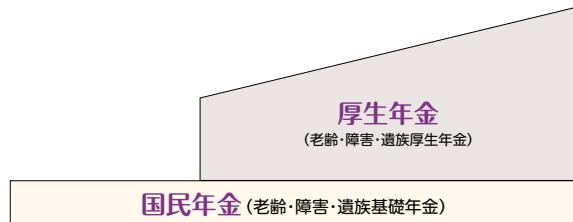
国保年金課国民年金係……………☎3578-2662～6
FAX3578-2669

公的年金制度は国民年金と厚生年金の2階建てになっています。

- 国民年金（1階部分）
- 厚生年金（2階部分）

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、外国人も含めて全て「国民年金」に加入し、将来、共通の「基礎年金」を受けることになります。

平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一され、公務員も厚生年金に加入することになりました。



▶ 加入しなければならない人

- | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 第3号被保険者 |
|--|------------------------------|---|
| 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人で、厚生年金に加入していない人(自営業・自由業の人や学生等) | 厚生年金に加入している人
●会社員
●公務員 | 厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人
●会社員の配偶者
●公務員の配偶者 |

▶ 国民年金の届け出

こんなとき	届け出の種類	必要なもの	届け出先
退職して厚生年金等をやめたとき (2号→1号)	厚生年金等から国民年金へ変わる届	●基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ●マイナンバーカード等の本人確認書類 ●手続きにより会社の証明や健康保険証等が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。	各総合支所区民課または国保年金課国民年金係
会社等に勤務中の人の配偶者が扶養を外れたとき(3号→1号)	「第1号被保険者」になる届		
希望して任意で加入するとき (日本人が国外に住むようになったとき等)	任意加入届		

保険料(国民年金)

国保年金課国民年金係 ☎3578-2662~6
FAX3578-2669

▶ 保険料の納付および相談

港年金事務所

浜松町1-10-14 (住友東新橋ビル3号館) ☎5401-3211

◎ 保険料の額(令和6年度)

- 月額1万6980円(定額)
- 希望により定額分と合わせて付加保険料を納めることもできます(月額400円)。
(老齢基礎年金に合わせ付加年金が支給されます。)

◎ 保険料の納め方

- 銀行等の「口座振替」を利用する方法
- 日本年金機構から送られる納付書により銀行や郵便局等の窓口、コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済アプリで納める方法
- クレジットカードで納める方法(詳しくは年金事務所へ)
- ねんきんネットで納める方法(詳しくは年金事務所へ)

任意加入

次の場合は希望により加入することができます。

- 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人
- 外国に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人
- 任意加入特例(生年月日による制限があります)

65歳になっても、老齢基礎年金を受けるために必要な期間を満たすことができない人に対しての特例です。

《基礎年金番号》

以前は各制度ごとに年金番号が付されていましたが、平成9年1月から各制度共通の「基礎年金番号」が用いられることになりました。基礎年金番号は1人1番号で、年金制度を異動したときも変わりません。

◎ 納付期限

- 各月の保険料の納付期限は、翌月の末日です。

◎ 保険料の前納割引

- 保険料は、6ヶ月分・1年分・2年分等をまとめて前納すると期間に応じて割引になります。

◎ 保険料納付の時効

- 保険料は納付期限から2年が過ぎると時効により納めることができなくなります。

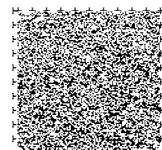
▶ 保険料の免除制度

国保年金課国民年金係 ☎3578-2662~6

- 保険料を納めることが難しい人には、申請により保険料が免除される制度があります。また、50歳未満の人には納付猶予制度があります。
- 学生には、本人所得が一定以下の場合、申請により在学期間中、保険料の支払いが猶予される制度があります。

▶ 税金の社会保険料控除

- 保険料は全額が社会保険料控除の対象になります。





国民年金の給付

国保年金課国民年金係……………☎3578-2662～6
FAX3578-2669

▶ 基礎年金の種類

年金の種類	請求の要件
老齢基礎年金	次の期間(受給資格期間)を合算した年数が10年以上ある人が原則として65歳から受けることができます。 (1)保険料の納付済期間 (2)保険料の免除期間 (3)合算対象となる期間(通称:カラ期間)※
障害基礎年金	国民年金加入者が病気やけがで障害が残ったとき、その病気やけがの初診日の前々月までに次のいずれかの要件を満たしているときに請求することができます。 • 保険料納付期間と免除期間が、加入期間の3分の2以上ある • 直近の一年間、保険料の滞納がない(初診日が令和8年3月31日までにある場合) • 20歳前の病気やけがで障害が残った人は、20歳になると請求することができます。
遺族基礎年金	国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき、その人が次のいずれかの要件を満たしているとき • 保険料納付期間と免除期間が、加入期間の3分の2以上ある • 直近の一年間、保険料の滞納がない(死亡日が令和8年3月31日までにある場合) その人によって生計を維持されていた次の人が受けることができます。 (1)子のある配偶者 (2)子だけのときは、その子
子の加算(障害・遺族基礎年金)	受給者に生計を維持されている次の子がいる場合は加算があります。 • 18歳に到達する年度の末日までの子 • 20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子

※合算対象期間(通称:カラ期間)=年金を受けるために必要な期間としては計算されますが、年金額の計算には反映されません。合算対象期間はその人の事情により、さまざまなケースがあるので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 加入可能年数と受給資格期間

加入可能年数=40年(480月)

※昭和16年4月1日以前生まれの人には特例あり

満額の年金を受けるために必要な保険料の納付済年数

受給資格期間=10年(120月)

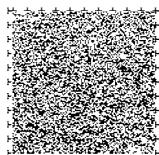
※平成29年7月までは原則25年(300月)

老齢基礎年金を受けるために最低必要な期間

▶ 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給

• 老齢基礎年金の受給開始は原則として65歳ですが、希望すれば60~65歳になるまでの間に繰り上げて受給したり、66歳以降に繰り下げて受給することができます。繰上げ受給には減額が、繰下げ受給には増額があります。減(増)額率は生涯変わりません。

- 繰上げ、繰下げには一定の制限があります。
- 減額率、増額率は月単位で計算されます。



- 繰上げ減額率=0.4%(昭和37年4月1日以前に生まれた人は0.5%)×繰り上げた月数(繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数)
 - 繰下げ増額率=0.7%×繰り下げた月数(65歳に達した日から繰下げ申出月の前月までの月数)
- ※65歳に達する(した)日とは、65歳の誕生日の前日になります。
- 昭和27年4月1日以前に生まれた人、または平成29年3月31日以前に老齢年金の受給権が発生している人は、繰下げの上限年齢が70歳までとなります。

▶ 老齢基礎年金を受けるときの手続き先

過去の加入状況	最終の加入状況	手続き先
国民年金1号被保険者期間だけの人		国保年金課
国民年金3号被保険者期間のある人		
厚生年金	国民年金	港年金事務所
共済年金		
国民年金	厚生年金	

▶ 年金を受ける権利の時効

手続きをしないまま5年が過ぎるとその過ぎた分については、時効により年金が受け取れなくなります。

▶ 国民年金の独自給付

名 称	内 容
付加年金	付加保険料を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受けられます。
寡婦年金(一定の要件があります)	第1号被保険者期間として国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったときその妻が受けられます。
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられます。
脱退一時金	保険料を6ヶ月以上納めた外国人が年金を受けずに国内に住所を有しなくなったときに受けられます。

▶ 国民年金基金

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者が受ける老齢基礎年金に上乗せして年金を給付する公的な年金制度です。

全国国民年金基金

赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル9階

☎6804-2202 ☎0120-65-4192

▶厚生年金に関する相談

厚生年金・国民年金の受給等に関する相談を受け付けています。

港年金事務所

浜松町1-10-14(住友東新橋ビル3号館) ☎5401-3211

※共済組合等に加入していた人は、各共済組合でも相談できます。

税 金

住民税(特別区民税・都民税)・森林環境税

税務課 ☎P.54参照
FAX3578-2634

▷納めていただく人

- (1)1月1日現在、区内に住所があり、前年に所得のあった人
- (2)区内に住所がなくても、1月1日現在、事務所、事業所、家屋敷が区内にある人

▷納めなくてよい人

- (1)生活保護法による生活扶助等を受けている人
- (2)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が一定限度額(135万円)以下の人
- (3)前年の合計所得金額が条例で定める金額以下の人

▷納め方

(1)納付(入)書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア※、モバイルレジまたは電子マネー決済(スマートフォン等による納付※)、税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払いください。

※30万円以下・普通徴収のみ

(2)納付(入)書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

(3)口座振替

銀行・信用金庫・信用組合等の預金口座から自動的に納めることができます(普通徴収のみ)。

記入・押印した口座振替依頼書を指定口座のある金融機関へ持参し、手続きをしてください。口座振替依頼書は税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室に置いてあります。

また、Web口座振替受付サービスも利用できます。

▷納税管理人の届け出

区内に住所等を持たなくなった人(特に出国等)は、住民税の納税義務を果たすために、納税管理人を定めて、申告する義務があります。

▶軽自動車税(種別割)

税務課 ☎P.54参照
FAX3578-2634

▷納めていただく人

その年の4月1日現在、軽自動車等を所有する人

▷納め方

(1)納付書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、モバイルレジ、地方税お支払サイトまたは電子マネー決済等(スマートフォンによる納付)、税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払いください。

(2)納付書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

▶軽自動車等の登録と廃車

新規登録、所有者の変更、廃車等は速やかに届け出してください。使用しない車等をそのままにしておくと、いつまでも税金がかかります。

登録・廃車の窓口は次のとおりです。

原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)・ミニカー・小型特殊自動車

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室

二輪の小型自動車・軽二輪

関東運輸局 東京運輸支局

品川区東大井1-12-17

☎050-5540-2030

軽自動車(二輪を除く)

軽自動車検査協会 東京主管事務所

港南3-3-7 ☎050-3816-3100

